

箕面市立老人いこいの家指定管理者募集にかかる質問事項及び回答について

提出いただきましたご質問の概要と回答につきましては次のとおりです。

No.	質問の概要	本市回答	受付日
1	・募集要項「10(7)提出書類」(10ページ1～2行目)について 「5登記事項証明書」及び「8納税証明書」については「原本2部」提出とありますが、萱野・桜ヶ丘とも応募する場合は、それぞれの応募に対して原本2部ずつ、合計4部が必要でしょうか。	募集要項の記載は、各老人いこいの家ごとに応募いただく場合の基準を想定したものです。 いずれか一方の施設にご応募いただく場合の注意事項として、登記事項証明書と納税証明書の原本を2部ご用意いただきたい旨の記載をいたしましたが、説明が不十分でした。 本市といたしましては、ご応募いただく事業者(法人等)単位で原本が2部提出されていれば選定事務上差し支えございません。 <u>そのため、2施設同時に応募される場合は、各施設に原本を1部ずつ添付していただき、事業者全体として原本計2部(残りは副本として写しを添付)となるようご提出いただいて構いません。</u>	8月4日